

建設・設置・補修工事に関する制度 (インド)

2014年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

ニューデリー事務所

目次

I. 民間企業向け工事への外国企業の参入規制.....	1
1. 法的規制	1
(1) 1996 年建築物その他建設労働者（の雇用規則および就労条件に関する）法 ..	1
(2) 1970 年請負労働（の規制および廃止に関する）法	3
(3) 不動産法	3
2. 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無.....	4
3. 契約及び施工に関する条件、規制、必要とされる資格.....	4
4. 以下のような場合での規制の有無.....	4
(1) 期間限定のプロジェクト・オフィス（PO）制度	4
(2) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした請負契約締結の可否、就労許可 の取得方法	7
II. 税制度.....	9
III. 問い合わせ先リスト	10

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. 民間企業向け工事への外国企業の参入規制

1. 法的規制

インドの建設、設置、補修工事の業界において提供される役務に対して、個別の法律は存在しない。このため、これら建設、設置、補修工事に関する役務には一般的な会社法、外国為替法、入国管理法、労働法、不動産法（建築計画への認可取得、竣工または占有証明書、ライセンス、土地転用許可等を扱う）などが適用される。

このレポートでは特に建設・設置・補修工事に関係が深い労働に関する法令と不動産法について説明する。その他の法令に基づく会社設立手続き等については、以下のジェトロのホームページに掲載の情報、資料等を参照願いたい。

- ・外国企業の会社設立手続き必要書類・詳細

http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_09/

- ・インド投資ガイド 2010 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/reports/07000591>

(1) 1996 年建築物その他建設労働者（の雇用規則および就労条件に関する）法

(BOCW 法) ※1

建築物・建設労働者の福祉対策及び適切な労働条件は、BOCW 法にて工場における労働者の労働環境、安全、衛生、福利厚生について規制している 1948 年工場法は建築物・建設労働者の対象にはなっていない。

BOCW 法は、建築物その他の建設工事において 10 名以上の建設労働者を雇用するあらゆる事業所に対して適用される。

「建築物その他の建設工事」とは、以下のような工事に関係のある建設、改築、補修、保守整備、取り壊しを言う。

建築物、街路、道路、鉄道、路面軌道、飛行場、灌漑、下水、堤防・通船工事、治水工事（雨水排水工事を含む）、発・送・配電、水道（配水管を含む）、石油・ガス施設、送電線、無線、ラジオ、テレビ、電話、電信および海外通信、ダム、運河、貯水池、水路、トンネル、橋、高架橋、水路橋、パイプライン、塔、冷却塔、送電塔、およびしかるべき政府機関が通達により指定するその他の工事。ただし、1948 年工場法または 1952 年鉱山法の規定が適用される建築物その他の建設工事は含まれていない。

「建設労働者 (building worker)」とは、建築物その他の建設工事に関連して、雇用条件の明示または暗示を問わず、雇用または報酬を求めて熟練技能の、または半熟練

技能の、単純な現場労働の、監督上の技術的あるいは事務的な作業を行うために雇われている者である。ただし、以下のような者は含まれていない。

(A) 主に管理職の立場で従事している者

(B) 監督上の立場で従事していて、

①月当たり 1 万インドルピー以上の賃金を受け取っている

②あるいは職務の本質上、主に経営管理的な性格の職務を果たしている者

「事業主 (employer)」とは、設立する建物の所有者を意味するだけではなく、同法では建設労働者を派遣する請負業者も含まれる点が注意を要する。

BOCW 法に該当する事業所は、同法が適用されてから 60 日以内に中央政府または各州の諮問委員会登録することが義務付けられており、またその建設労働者も、中央政府または各州の諮問委員会に対して建築物その他建設労働者厚生基金の受給者登録を行う必要がある。

事業主は、自ら雇用した受給者の名簿を維持管理することを義務付けられている。あらゆる建設労働者は、毎月（各州政府の指定するレートに従って）、建築物その他建設労働者厚生基金に対して分担金を拠出しなければならない。

さらに、事業主に関係のある範囲で、BOCW 法は、建設労働者の労働条件に関連した規程をもうけている。例えば、労働時間、時間外労働の賃金、飲料水、衛生状態、適切な名簿や記録の維持管理、救急処置、社員食堂、宿泊設備、安全責任者の任命、労働災害の届出等。また 1998 年建築物その他建設労働者（の雇用規則および就労条件に関する）規則の順守についても、建設工事の実施されている状況に応じて、当該事業主により実施される必要がある。

加えて、建設工事の開始よりも少なくとも 30 日前に、当該事業主は工事を実施する地域を管轄する検査官に対し、建設工事の詳細（労働者数、当該工事請負人の氏名・住所、関係する工事および施設の性格、工期、連絡先アドレス、担当者の詳細等）を書面にて通知しなくてはならない。

BOCW 法に基づく各州および中央政府委員会は、定年退職、出産、労働災害、負傷等の場合に、労働者に対して給付金を支払う。

(2) 1970 年請負労働（の規制および廃止に関する）法

請負労働法では、特定の事業所で採用されている請負労働について規定している。同法は、請負労働者として（直前 12 カ月の間に）20 名以上の職人を雇っているあらゆる事業所に対して適用される。ただし、以下の事業所には適用されない。

- (A) 季節性のもの
- (B) 12 カ月の期間のうち 120 日未満しか続けられていない等、断続的な性格の作業を続けている

請負労働を行う事業所は、州の労働委員会から登録を得るよう義務付けられており、また請負労働を提供している請負業者は、同委員会から認可を取得するよう義務付けられている。請負労働法はさらに、社員食堂、休憩室、救急施設等といった適切な労働条件の維持管理についても規定している。賃金支払いの責任は請負業者の方にあるが、請負業者が支払いの履行を怠った場合には、元請けである事業主（当該請負労働を採用する事業所の所有者）が、当該労働者に対して賃金を支払わなければならない、しかる後に当該金額をその請負業者に請求する必要がある。

このほかにも 1948 年最低賃金法、1936 年賃金給付法などがある。詳細は前述のインド投資ガイド 2010 を参照願いたい。

(3) 不動産法

不動産法に関する本節では、さまざまな規定や要件に対する順守を確保するために、当該プロジェクト／建築物の開発が進められている州の当該不動産法に従うことが必要である。

各州において独自の不動産法があり、建築計画を作成する場合、建設工事を進める場合には各州の地域の不動産法を遵守して行う必要がある。各州の不動産法では、地図の作成計画や産業、住宅、商業、農業、複合といった用途ごとに個別エリアが区別されている。建築計画は都市農村計画局から認可を受け、また建築物の占有証明書および竣工証明書についても、同局のみが発行している。特定の建築物が建設される予定の土地が、当該計画の用途カテゴリーに該当しない場合、土地転用許可／ライセンスを一定の条件および規定手数料の支払いを前提として、同局によってのみ与えられる。これは、インドの大半の州で規定されている都市農村計画法（州によっては名称が異なる）によって定められている。

2. 法的な義務または商慣習による現地企業とのパートナーシップ制度の有無

インドで当該役務を提供しようとする外国企業は、インドで設立した子会社、JV、LLP（Limited Liability Partnership：有限責任事業組合）を通じて実施することができる。

事業体の設立にあたっては、2013 年会社法、FEMA（1999 年外国為替法）とそれに基づき策定された規定、インド政府商工省が節目ごとに公表する FDI（外国直接投資）方針、入国管理法、労働法、不動産法などを含む一定の法規を順守しなければならない。

3. 契約及び施工に関する条件、規制、必要とされる資格

建設、設置、補修の工事において提供されるどの役務に対してもインドには個別法による規程は存在せず、当事者間の契約関係は、契約法が取り決めている。契約法の下では、守らなければならない、あるいはインドで履行される合意に盛り込まなければならない重要な条項というものは何も定められていない。また両当事者は、契約法の基本規定または原則に違反しない限りは、契約のとおりそれぞれの権利および義務の範囲を決めることができる。

契約法では、締結された合意の有効性、契約の約因および目的の有効性、契約の取り消し、損害賠償金の計算についての提案等を規定している。

契約法は、合意を形成のための基本的枠組みと手段を示しているに過ぎない。このため、あらゆる合意締結の規定については、当事者によって自由に取り決められる。

合意に従って、当事者は役務に関して以下のような内容を合意および／または明確に確定しなくてはならない。

約因、工事の目的／範囲、条件に違反した場合の責任、当該契約の具体的条件、工期、契約解除とその影響、資材・建材の調達、不可抗力、紛争解決、準拠法および管轄、全関係者、通知の発行、機密保持、権利放棄、支払条件等

4. 以下のような場合での規制の有無

(1) 期間限定のプロジェクト・オフィス（PO）制度

外国企業はこれまで、インドでの PO 設立に対して RBI（Reserve Bank of India：インド準備銀行）から一般的な認可を与えられてきた。ただし、プロジェクト実行のため

に、PO を設立する場合には外国企業がインド企業からの契約をすでに取り付けていること、かつ A～D のいずれかであれば設立することができる。

- (A) 当該プロジェクト資金が、国外からインド国内への送金により直接拠出されること。
- (B) 当該プロジェクト資金が、二国間または多国間の国際融資機関から拠出されること。
- (C) 当該プロジェクトが、担当政府機関による審査をすでに通過していること。
- (D) 当該契約を請け負わせているインドの会社または主体が、インドの公的金融機関または銀行から当該プロジェクト向け貸付けをすでに認められていること。

上記基準のいずれかを満たしていない場合、インドで PO を開設したいと望んでいる当該外国法人は、RBI に申し入れて認可を求める必要がある。

ア. PO の外貨口座

PO は、利息の付かない外貨口座を開設することができる。ただし、PO がすでに設立されており、かつ当該プロジェクト当局からの認可をすでに取得済みであることが条件となる。

PO は 2 つまでしか外貨口座を持たず（米ドル建て 1 つと母国通貨建て 1 つ）、両口座ともに同じ AD（Authorized Dealer Bank）銀行に開設する。

イ. PO の報告義務

PO を設立する全ての法人は、業務開始から 5 営業日以内に、設立された州の警察長官に対して報告書を提出しなければならない。また、インドで PO を設立する外国企業は、PO の設立から 2 カ月以内に、AD 銀行を通じて RBI に対し、以下を記載した報告書を提供しなければならない。

- (A) 当該外国企業の名称および住所
- (B) 当該契約の参照番号および日付
- (C) 当該プロジェクト／契約を請け負わせている当局の詳細
- (D) 契約総額
- (E) 当該 PO の住所／電子メールアドレス／電話番号／FAX 番号

- (F) PO 有効期限
- (G) 引き受けた当該プロジェクトの大まかな内容
- (H) 口座を開設した AD 銀行の支店、および当該口座開設の外貨
- (I) 当該 PO が一般認可を受けるに値する適格なものであるという趣旨で、その理由も述べた PO のオフィシャルレター

PO はまた、年に一回会計士による認証を受けた会計報告を当該 AD 支店に提出する必要がある。会計報告に記載するのは以下の内容。

- (A) 当該プロジェクトの進行状況を示す記載
- (B) 当該 PO の口座が監査済みであることを証する記載
- (C) 引き受けた活動が RBI により付与された一般／個別認可に従ったものであることを証する記載

さらに、年に一回、当該 PO の年次活動証明書を AD 銀行および警察長官まで提出しなければならない。

ウ. PO に適用されるその他の条件

- (A) 外国法人の PO は、自ら使用するために不動産を取得することができる。ただし、RBI による事前認可を必要とする特定の国の法人については、例外となる。
- (B) 賃貸期間を 5 年以下とする条件で、賃貸不動産を拠点として許可された／付随的な活動を進めることが一般的に認められている。
- (C) 利息の付かないインドルピー建て当座口座をインドで開設することが認められている。

(2) 非居住者が出張で作業を行うことを前提とした請負契約締結の可否、就労許可の取得方法

日本企業がインドにおいて内国法人、外国法人（PO 等）を設立することなしに当該役務を提供する場合、インドへのサービス輸入と考えられる為、「モノとサービスの輸入に関するマスターサーキュラー」により規制を受ける。

詳細は以下の URL を参照。

http://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewMasCirculardetails.aspx?id=8103

インドにおける外国人について取り決めた法律は、1920 年旅券（インド入国）法、1946 年外国人法、1939 年外国人登録法である。

2010 年 10 月、日本とインドは、日本政府とインド政府との間で査証手続き簡略化に関する覚書を締結した（以下、「覚書（Memorandum）」）。¹

(A) ビジネス・ビザ

上述の覚書 1(a)項では、双方の国が、ビジネス目的での一時的な出張で訪れた相手国のビジネスマンに対して、最大 5 年間まで有効な数次入国ビザを発給することが出来、1 回の訪印で連続 180 日以内までの滞在が許されている。数次入国ビザは、正式に登記認知された会社または雇用主からの依頼状、あるいは相手国における公認の商工会議所や業界団体・財界組織からの依頼に応じて発給される。

上記覚書 1 (a) の必要条件を備えていない者の場合、1(b)項では、インド側は日本国民に対し、最大 6 カ月まで有効な数次入国ビジネス・ビザを発給することができる。こうしたビザは、労使関係の構築やベンチャービジネスの創設、ベンチャー産業やベンチャービジネスの立ち上げ可能性の調査、工業製品や商品の仕入れ／販売、売買その他の短期のビジネス関連業務といった目的のためであり、就労目的ではない。

ビジネス・ビザから就労ビザへの切り替えは、基本的に、覚書 1(d)項により、当該申請者が日本に帰国して大使館／領事館に申請する必要がある。

¹□日本国政府およびインド共和国政府の間における査証手続き簡略化に関する 2010 年 10 月 25 日付覚書

(B) 就労ビザ

覚書 2(a) (iii)項では、スキルや資格を備えた専門職であり、インドの会社、組織、産業で就業する、あるいはインドでの請負業務に従事するためにインドにやって来る日本人申請者は、最大で 3 年間もしくは任期のうち短い方の期間まで有効な数次入国就労ビザを認められる場合がある。こうした就労ビザは、必要書類の提出があれば、当初の 3 年という期間を過ぎても、一年ごとに更新される形で最大 2 年間、延長することができる。

さらにまた、2(a) (iv)項に従って、専門職の日本人親族（当該申請者の扶養家族であり、同一世帯の一部を形成する配偶者および子供）に対しても、血縁関係の証拠および雇用主からの保証人証書の提出があれば、数次入国ビザが発給される場合があり、当該日本人と同じ期間期限の就労ビザが発行される。

加えて、2(c)項では、訪印する日本の国民とその親族は、インド到着から 14 日以内にインド政府自治省下の外国人地域登録局に対して申請し、在住許可証取得の正式な手続きを完了する必要がある。当該許可証は、一年ごとに更新しなければならない。

(C) 外国人地域登録局での登録

長期（180 日以上）で訪印する場合は、外国人地域登録局で登録を得る必要がある。登録日から 1 年間の有効期間中であれば、当該外国人が訪印する度に毎回、新たに登録する必要はない。

登録に必要な書類は以下のとおり。²

- (a) 原本の有効パスポートおよびビザ、写真付き
- (b) 登録フォーム
- (c) パスポート関連ページ（写真ページ、有効期間を示すページ、インド入国管理の入国印の押されたページ）のコピー
- (d) インドでの受入れ人／保証人／引受人による署名の入った引受証書のコピー、それぞれの身分証明の書類を添えて
- (e) 在住証明書

²<http://indianfrro.gov.in/frro/>

- (f) 登録料
- (g) 就労ビザに基づく登録の場合、職務給与、名称、任期等を含めた就業契約条件のコピー
- (h) 就労ビザまたはビジネス・ビザに基づく登録の場合、PAN カード、あるいはその交付を求めた申請書のコピー
- (i) 就労ビザまたはビジネス・ビザに基づく登録の場合、本人の詳細を記した委任署名者により正式に署名された当該会社／商会／請負業務の転送状

滞在期間の最後にインドから出国する外国人は、その登録証を、自身が登録されている場所または出国する場所の登録官、インドからの最終出発の時点で出口の港／セキュリティチェックの入国管理官に引き渡さなければならない。出口の港／セキュリティチェックの入国管理官以外の者に登録証を引き渡す場合には、その証書の当該引渡しが行われたことを示す受領書を手に入れて、最終出発時に入国管理官に対してそれを見せることができる。

※1 1996年8月19日付官報で中央政府が告示

THE BUILDING AND OTHER CONSTRUCTION WORKERS (REGULATION OF EMPLOYMENT AND CONDITIONS OF SERVICE) ACT, 1996

http://clc.gov.in/Acts/shtm/bocw.php#Short_title,_extent,_commencement

※2 1872年インド契約法、1872年4月25日付官報で中央政府が告示

II. 税制度

海外企業が直接受注時に適用される当該国の税金の種類

代表的な間接税として、サービスの提供には12%、さらに3%の教育目的税が課されるため、実効税率として12.36%が課税される。また、使用する鉄骨やセメントなど建築資材には付加価値税（VAT）が課税され、税率は品目により異なる。直接税としては法人税がある。税制度に関する詳細は、ジェトロのウェブサイトにあるインド税制に関する項目を参照願いたい。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_04/

III. 問い合わせ先リスト

1. インド準備銀行 (Reserve Bank of India) : <http://www.rbi.org.in/home.aspx>
2. 産業政策促進局 (Department of Industrial Policy & Promotion) :
<http://dipp.nic.in/English/default.aspx>
3. 外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board) :
<http://www.fipbindia.com/>
4. 労働雇用省 (Ministry of Labour & Employment) :
<http://labour.nic.in/content/>
5. 企業省 (Ministry of Corporate Affairs) : <http://www.mca.gov.in/>
6. 入国管理局 (Bureau of Immigration) : <http://boi.gov.in/>
7. デリー首都圏都市農村計画機構 (Town & Country Planning, Delhi) :
<http://www.urbanindia.nic.in/theministry/subordinateoff/tcpo/tcpo.htm>
8. ハリヤナ州都市農村計画局 (Town & Country Planning, Haryana) :
<http://tcpharyana.gov.in/>
9. 所得税局 (Income Tax Department) : <http://incometaxindia.gov.in/>
10. インド政府財務省歳入局、サービス税部／ムンバイ (Directorate General of Service Tax, Mumbai, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India) : <http://www.servicetax.gov.in/>

建設・設置・補修工事に関する制度（インド）

2014年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.